

○覚せい剤原料を指定する政令

(平成八年二月二十一日)
(政令第二十三号)

覚せい剤原料を指定する政令をここに公布する。

覚せい剤原料を指定する政令

内閣は、覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)別表第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

覚せい剤取締法別表第九号の規定に基づき、次に掲げる物を覚せい剤原料に指定する。

- 一 N・ α -ジメチル-N-ニ-プロピニルフェニルアミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- 二 エリトロ-ニ-アミノ-フェニルプロパン-オール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物。ただし、エリトロ-ニ-アミノ-フェニルプロパン-オールとして五〇%以下を含有する物を除く。

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一〇年七月一〇日政令第二四六号)

この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。